

## 第30回福島県職員倫理審査会議事録

日時：平成28年5月30日（月）

16時00分～16時32分

場所：県庁本庁舎3階 総務委員会室

### 1 開会

### 2 定足数の確認

全員出席を確認

### 3 議事

#### ○贈与等報告及び飲食・ゴルフの届出状況について

※事務局より資料1-1、1-2に基づき報告・届出状況を説明

#### 【質疑等】

（岩渕委員） 贈与の内容について、知事部局に関しては全て医師の報酬であるとのことですが、他任命分の内容はどうでしょうか。

（企業局） 企業局は該当ありません。

（病院局） 全て医師の謝礼です。

（教育庁） 主なものは原稿執筆料、他は講演の謝礼です。

（警察本部） 警察本部についても、原稿筆耕料です。

（岩尾委員） 報酬については1件5千円を超える案件について贈与等報告が必要とのことですが、具体的にはどのくらいの額を受け取っているのでしょうか。

（事務局） 額はバラバラですが、それぞれの相場に見合った額を受けとっています。1件につき2万円を超えるものについてはその贈与等報告の閲覧ができるという規定になっております。

医学雑誌の編集あるいは医学講演会の報酬の幅は2万円から講演会の場合10万円までとなっています。

（岩尾委員） これは職員本人が受け取るのでしょうか。

（事務局） 職員本人が受け取ります。

（岩尾委員） 香典についてはその額が5千円を超えるときには贈与等報告を出すことになるのでしょうか。もし、香典の額が3千円だと必要ないのでしょうか。

（事務局） 3千円の場合は贈与等報告の必要はありません。

（新村会長） 医師も含めた県の職員について、講演や原稿料は職員個人の収入となるのでしょうか。

（事務局） そうなりますが報酬を受けますので、贈与等報告とは別に営利企業等の従事許可を受けた上で報酬や謝金を受け取ることになります。

（新村会長） 職員個人の収入となるのが本来の在り方だと思いますが、他の各種団体等だと全額団体の収入にするようなことがあると聞いたことがあったため確認したものです。

（岩渕委員） 飲食・ゴルフ届出における利害関係者とはどのような方を指すのでしょうか。

(事務局) 利害関係者は規則で定められており、職務として携わる事務の相手方です。例えば許認可、補助金の交付、立入検査や監査、不利益処分、行政指導、契約事務など、そういった事務の相手方がその職員にとっての利害関係者となります。

ある職員にとっての利害関係者が、全ての職員にとって共通の利害関係者であるとは限りません。個々具体的にその職員にとっての利害関係者が決まってきます。

(新村会長) すると例えば、最初は利害関係者ではなかったけれども、その後職務が変わったことによって利害関係者となる場合もあるのでしょうか。

(事務局) あります。

(新村会長) 逆に当初利害関係者であった者が、状況の変化によって利害関係者でなくなる場合もあるのでしょうか。

(事務局) あります。人事異動等で利害関係となっていた担当業務から外れた場合、外れてから1年間は利害関係者とみなすこととなっています。

また、利害関係者でなかったものが利害関係者となるケースとして、例えば、技術職員が民間の企業に再就職したときに、OB会ですとか大学の同窓会等で一緒になった場合利害関係者となり得ることから、飲食ゴルフの届出を出す場合があります。

(新村会長) 今回の飲食ゴルフの届出の内訳としては、同窓会とかOB会とか中立的な案件が多いのでしょうか。

(事務局) ほとんどというわけではないですが、相当程度含まれます。

(新村会長) そうでないドロドロしたものの中には入っているのでしょうか。

(事務局) 「ドロドロ」と表現するのが適切かは別として、事前に飲食ゴルフの届出を出すというのは、そういった飲食等の状況をオープンにして、透明性を確保することで県民の方の疑惑や疑念を招かないようにするということが目的です。必ずしも同窓会やOB会といったケースでない場合も、利害関係者と自己の費用を負担して懇親会等を行うことはあり得ます。

例えば一つの仕事が完了した場合に、事業者と打ち上げ等を行う場合もあるかと思えます。そういった場合には事前に飲食ゴルフの届出を出すこととなります。

(新村会長) 飲食の件数についてかなり増えていますが、理由をお聞かせください。

(事務局) 大きな要因として考えられるのが、土木部の飲食ゴルフの届出件数が増えたことです。その点については、土木部の復興事業の量が多いことから、一部民間の力を借りるということで、平成27年度から事務所内で委託業者と一緒に業務を行っている事務所があり、その委託業者も含めて事務所全体の歓送迎会等を行ったため、届出件数が増えたものです。

#### 4 その他

○福島県職員倫理規則の一部改正について

○福島県教育関係職員倫理規則の一部改正について

資料2、資料3により福島県職員倫理規則、福島県教育関係職員倫理規則の一部改正について説明

※次回の審査会の開催時期については、審査会送付案件の提出状況を見ながら判断していくことで了解を得た。

#### 5 閉会